

# 企業結合会計におけるフレッシュ・スタート法の一考察

黄 媛

With the issue of Statement of Financial Accounting Standards No. 141, *Business Combinations* by the Financial Accounting Standards Board in June 2001, the International Accounting Standards Board issued International Financial Reporting Statement 3, *Business Combinations* in March 2004 to require all business combinations within the scope of IFRS 3 to be accounted for by using the purchase method, consistently with the prohibition of the pooling of interest method in the United States. But in mergers of equals the difficulty to identify an acquirer is a serious impediment to the adoption of the purchase method because of the arbitrary decision about the acquirer. In this article, I consider the history of the fresh start method for business combinations. I also consider the economic natures of acquisitions and mergers of equals, and support the view that they are different. Though acquisitions should be accounted for by the purchase method, I suggest that mergers of equals should be accounted for by the fresh start method, not by the pooling of interest method as usual.

## I. 問題の提起

これまで企業結合会計では、パーチェス法とブーリング法（持分ブーリング法とも呼ばれる）の二つの会計処理方法を取引の実態に応じて適用するという二元的アプローチが採られてきた。20世紀の末によくブーリング法を廃止し、パーチェス法へと一本化する方向に制度が動き始めた。1998年に公表されたG 4+1<sup>1)</sup> のポジション・ペーパー「企業結合の会計処理方法を一つに収斂させるための勧告」（以下、ポジション・ペーパー）はその第一歩である。そして、米国の財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board: FASB）は2001年にブーリング法を廃止し、パーチェス法に一本化する旨の財務会計基準書（Statement of Financial

Accounting Standards: SFAS）第141号「企業結合」（以下、SFAS 141）を公表し、ポジション・ペーパーの方向で基準化したことは世界的な注目を集めた。国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）も同様に、2004年にはブーリング法の廃止およびパーチェス法への一本化をする国際財務報告基準（International Financial Reporting Statements: IFRS）第3号「企業結合」（以下、IFRS 3）を公表した。

しかし、パーチェス法に一本化するには取得企業を識別しなければならない。したがって、取得企業の識別が困難な企業結合に関して、パーチェス法を適用することには問題がある。この点を考慮して、SFAS 141は、結論としてパーチェス法に一本化しながらも、

\*この論文は、名古屋大学大学院経済学研究科博士後期課程の修了に際して、研究成果の一部をまとめたものである。（編集委員会）

取得企業の識別が困難な場合あるいは取得企業が取引によって実質的に変容された場合にはフレッシュ・スタート法が妥当だとしている（pars. B42 and B81）。また、IFRS 3の中で、「真の合併」または「対等合併」<sup>2)</sup>をパーテックス法以外の方法を用いて会計処理すべきであるとするならば、フレッシュ・スタート法の方が持分プーリング法よりも適切である可能性が高いと結論付けた（pars. BC 42 and BC 48）。現在、フレッシュ・スタート法はIASBとFASBとの共同プロジェクトとして取り扱われている<sup>3)</sup>。この共同プロジェクトの目的は、企業体のすべての資産・負債に対してフレッシュ・スタート（つまり公正価値でのニューベイシス）たる認識と測定が適切である状況を識別するための草案を作成することにある。

ただし、結合当事会社すべての継続企業としての前提が中断されたとするフレッシュ・スタート法は、新規投資の主体にあたる継続企業の存在を認めない点で、パーテックス法を原則とする論理と整合せず、現行の会計基準になじまない。このため、新設合併を除いて、フレッシュ・スタート法の適用は認められず、持分プーリング法を残す余地があるとする見解もある<sup>4)</sup>。

本稿はフレッシュ・スタート法に関する議論の経緯を考察した上で、フレッシュ・スタート法の本質を明らかにする。また、企業結合取引の経済的実質を再考し、フレッシュ・スタート法適用の合理性について検討する。

## II. フレッシュ・スタート法に関する議論の経緯

フレッシュ・スタート法はニューベイシス

法<sup>5)</sup>とも呼ばれ、企業結合の結果として新たな企業が出現するという考え方を基礎としている。したがって、結合以前に認識していなかった資産や負債を含め、結合当事企業のそれぞれの資産と負債を新たな企業が公正価値で認識すべきだという主張もなしうる<sup>6)</sup>。なお、のれんの資産計上を認めるか否かでフレッシュ・スタート法に関してはさらに二つの会計処理方法に分類できる。一つは公正価値プーリング法（fair value pooling method）であり、もう一つは相互パーテックス法（mutual purchase method）である<sup>7)</sup>。相互パーテックス法は、結合当事企業すべてののれんを認識・計上するところが公正価値プーリング法と異なるとされる。

### 1. 会計手続委員会の報告書における公正価値プーリング法

1940年代にアメリカの公益事業会社は、料金算定の基礎となる資産価額を合併を機に高め、しばしば料金を引き上げようとした。具体的には、1943年のナイアガラ・フォールズ電力会社事件（Niagara Falls Power Company case）や、モンタナ電力会社事件（Montana Power Company case）等の公益事業会社の事件があげられる<sup>8)</sup>。ナイアガラ・フォールズ電力会社は、これまで無関係の二つの会社が合併して設立された会社である。同社は新設会社であったため、その株式を評価する適切な基準がなかった。各合併当事会社は、電力料金算定の基礎を高めようとして、合併前の固定資産の価額を引き上げ、再取得原価に近い価額で評価し、この価額を新会社の資産価額とするよう提案したのである。また、モンタナ電力会社は、これまで関係をもっていた会社が合併して設立された会

## 企業結合会計におけるフレッシュ・スタート法の一考察

社である。同社もナイアガラ・フォールズ電力会社と同様に、会社の資産を合併時における公正価値で記録しようとした。

これに対して、連邦電力委員会（Federal Power Commission）<sup>9)</sup>は、実質的な変化がないことを理由に、資産価額の切り上げを却下した<sup>10)</sup>。この判定に従って、公益事業会計委員会は、1945年5月に開催されたアメリカ会計士協会（American Institute of Accountants: AIA）の理事会に提出した報告書において「通常の取引とみなされないような、または持分ブーリングを行っているものとみなされる取引からは、新しい原価は生じえない」<sup>11)</sup>という考え方を示しており、結合当事会社の帳簿価額で引継ぐことを求めていた。

AIA の会計手続委員会（Committee on Accounting Procedure: CAP）は、前述の公益事業会計委員会の報告書を一般に認められた会計原則との関連において検討し、1945年10月に報告書を発表した。この報告書は、持分ブーリングにおいて結合後の企業が結合当事企業の帳簿価額を引継ぐという公益事業会計委員会の見解を否定し、結合当事企業の資産を公正価値で計上すべきことを指示していた<sup>12)</sup>。すなわち、会計手続委員会は公正価値ブーリング法を持分ブーリング法として採択したのである。しかし、結合当事企業のいずれとも公正価値で評価するという考え方が、その後の基準で採用されたことは一度もない<sup>13)</sup>。

### 2. ARS 5 における公正価値ブーリング法

1963年にWyattが著わした会計研究叢書（Accounting Research Study: ARS）第5号「企業結合会計の批判的研究」（以下、ARS 5）は、企業結合会計の基準設定に際してアメ

リカ公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants: AICPA）がたたき台として作成を要請したものであった。ARS 5 の中で Wyatt は、企業結合を交換取引と捉え、持分ブーリング法を否定し、パーチェス法による処理が妥当であることの根拠を示している。

企業結合を交換取引と捉えると、取得する企業主体を識別できない場合が問題となる。そのような状況は、主に同等規模の企業間の結合において生じ、結合前のどちらの企業とも性格、営業の範囲、資源および人員に対する支配、営業の手法等の面で極めて異なる新たな企業が生まれることになる。この新たな企業にとって、結合前の企業の会計記録上に存在した各種の要素の価値は目的適合性を失っているので、結合日の公正価値（それは交換取引と同時に起きる交渉の結果によって決まるものであるが）によって会計処理することになる。また、この新たな企業は、利益剰余金をもって営業を始めるべきではない。しかしながら、法律が要求する場合には、法的に配当可能な留保利益とすることも適當かもしれない<sup>14)</sup>。

要するに、ARS 5 は企業結合を原則的にはパーチェス法によって処理し、パーチェス法が適用できないような例外的な企業結合に対して公正価値ブーリング法の適用を提案するものであった。

しかし、この研究書の公表後、AICPA に寄せられたコメント書は、ほとんどが公正価値ブーリング法に反対するものであった<sup>15)</sup>。

### 3. APB 16 の公開草案における相互パーチェス法

会計原則審議会（Accounting Principle

Board : APB) 意見書第 16 号「企業結合」(以下, APB 16) に先立って 1970 年 2 月に公表されたその公開草案「企業結合および無形資産」では、次の記述が見られた。

「相対的規模が等しい企業結合の場合、どちらが取得企業なのか識別することは困難である。パーチェス法を好む論者は、いずれか一つを取得企業と指名することを当事企業に許す。また別の論者は、そのような結合をニュー・エンティティ法あるいは相互パーチェス法に基づいて会計処理をすることを主張する。また他の論者はブーリング法を好む。」

公開草案では ARS 5 の考え方の名残と思われるが、相対的規模が等しい企業結合の場合にはニュー・エンティティ法あるいは相互パーチェス法により処理する主張について言及している。両方法の具体的な内容については記述されていないが、おそらく公正価値ブーリング法と同様に結合当事企業の資産・負債とともに公正価値で再評価する方法と思われる。APB 16 では、相対的規模基準が削除されたのに連動して、相対的規模が等しい場合の公正価値ブーリング法に類する会計処理方法は顧みられなくなった<sup>16)</sup>。

#### 4. G 4+1 のポジション・ペーパーにおけるフレッシュ・スタート法

G 4+1 のポジション・ペーパーでは、企業結合の会計処理方法としてパーチェス法、ブーリング法およびフレッシュ・スタート法の三つの方法を検討している。企業結合の会計処理方法については、その国際比較性を高めるため、適用すべき会計方法をパーチェス法に収斂させることを提言した。また、フレッシュ・スタート法については、結合当事

企業のいずれも継続せず新たな企業体が生じることとなる企業結合についてフレッシュ・スタート法の理論根拠が正しいと考え (par. 180), フレッシュ・スタート法を適用するための費用はブーリング法やパーチェス法を適用するための費用よりも大きいであろうが、他方、フレッシュ・スタート法から得られる情報の目的適合性、信頼性および比較可能性を認めている (pars. 181-184)。

しかし、フレッシュ・スタート法に関しては多くの未解決の問題が残されている。例えば、のれんが認識される場合、どのように決められるか。フレッシュ・スタート法は取得企業が識別できない結合にのみ適用されるべきなのか、または取得企業が実質的に変容した結合にも適用されるべきなのか。取得企業が実質的に変容した結合にフレッシュ・スタート法を適用する場合は、「実質的な変容」をどのように定義するか。判断基準は何なのか。表現の忠実性を有し、かつ、実行可能な境界線を引くことができるか否か。さらに、会計上潜在的に存在する恣意性も問題となる (pars. 185-190)。

以上のような議論を踏まえ、取得企業が識別できない場合、および取得企業が識別できるが、企業結合の結果として取得企業が実質的に変容した場合にパーチェス法ではなくフレッシュ・スタート法により会計処理すべきであるという結論がポジション・ペーパーは結論には示されている。しかし、取得企業が識別できない場合はごく稀であり、取得企業が実質的に変容する場合も少数である。こうしたわずかな少数の企業結合にフレッシュ・スタート法を適用する利点（主として表現の忠実性の向上）と、二つの会計処理方法を有することに伴う欠点（主として追加の適用コ

スト)を比較する必要がある。単一の方法のみを認めることにすれば、二つの会計基準を適用する際の条件の境界線を引く困難さや、企業による会計処理濫用の誘因を回避できる。また適用コストも低く抑えることができる。取得企業が識別できない稀な企業結合に関しては例外的な処理方法をとることで十分対応できる (pars. 191-195)。

## 5. IASB の IFRS 3 におけるフレッシュ・スタート法

IFRS 3 には、結合前の企業の一方が支配を獲得する企業結合と結合前の企業の一方が支配を獲得しない企業結合とに分けて、それぞれに適用すべき会計処理方法に関する検討内容が示されている (pars. BC 37-BC 49)。

IFRS 3 では、一方の企業が他の一つ以上の企業または事業の支配を獲得する企業結合の会計処理方法としては唯一パーチェス法が適切であるとされ、ほとんどの企業結合は一方の企業が他方の企業 (または複数の企業) または事業 (または複数の事業) の支配を獲得する結果となり、したがってほとんどの企業結合について取得企業を識別することができると結論付けている (pars. BC 39-BC 41)。

企業結合プロジェクトの第 1 フェーズにおいて、結合企業の一方が他の結合企業 (または複数の企業) の支配を獲得しないような企業結合 (「真の合併」または「対等合併」といわれることが多い。以下、対等合併と呼ぶ) が発生する可能性 (ジョイント・ベンチャーの創設を含む企業結合以外の企業結合) について規定すべきではないという点で意見がまとまった。そして、対等合併をパーチェス法以外の方法を用いて会計処理すべきであるとするならば、フレッシュ・スタート法の方が

持分ブーリング法よりも適切である可能性が高いという方向で議論が進められた。企業結合プロジェクトの主要な目的の一つが企業結合の会計処理方法の国際的な収斂を目指すことであること、企業結合の会計処理方法として二つ以上的方法を認めることは会計上望まれる結果に到達するために取引を仕組むような誘因を創設すること、そして対等合併はたとえ存在するとしても比較的稀にしかなさそうなことから、IASB は、企業結合プロジェクトの第 1 フェーズの成果である IFRS 3 で、適用範囲内の、結合企業の一方が他方の結合企業の支配を獲得しないような企業結合にもパーチェス法の適用を要求すべきであると結論付けた。同時に、フレッシュ・スタート法をいくつかの企業結合に適用するか否かは将来検討することに決定した<sup>17)</sup> (pars. BC 47-BC 49)。

## III. 対等合併におけるフレッシュ・スタート法の適用可能性

### 1. パーチェス法への一本化の問題

すでに述べたように、すべての企業結合にパーチェス法をあてはめると、明らかに問題がある。取得企業の識別が困難である企業結合または対等合併にまでパーチェス法を適用しようとなれば、取得企業を無理にでも決めなければならなくなる。取得企業の選択は、結合にあたってどの企業の資産・負債を評価替えするかを決めるものである。ゆえに、どちらが取得したともいえる状況で無理にその選択をさせれば、結果として得られる会計情報が、評価替えの対象企業を選ぶことで大きく変わる事態を招くことになりかねない。例えば、合併直後の役員数といった基準では、

低いコストで操作されやすくなる。もともとパーチェス法への一本化が図られるのは、似たような企業結合が違ったルールで処理されて、会計情報の比較可能性が損なわれるという理由からである。しかし、取得にあたらぬ企業結合にパーチェス法をあてはめれば、今度は取得企業が恣意的に選択されて比較可能性が損なわれてしまう（斎藤、2001）。

Aboody et al. (2000) は、パーチェス法が適用された対等合併21件を調査することにより、経営者が機会主義的な行動をとっているか否かを検証した。その結果、被取得企業の純資産買収価格と帳簿価額との差額が取得企業のそれの約半分であることが明らかになった。これは、対等合併において、経営者が将来の償却費用を最小化するように取得企業を決めていることを示唆している。

## 2. 企業結合取引の経済的実質に関する再考

### (1) 再考の必要性

1940年代の後半におけるプーリング法の形成とともに、パーチェス法とプーリング法との並存の理論根拠として企業結合取引の経済的実質が追究され、議論されてきた。したがって、パーチェス法への一本化の妥当性を検討する場合、やはり企業結合取引の経済的実質を出発点としなければならない。パーチェス法がすべての企業結合に適用できないことは確かであるが、その解釈としては二つの可能性が考えられる。

一つは、すべての企業結合取引の経済的実質が同一であるならば、唯一の方法で会計処理すべきであるかもしれないが、この場合、パーチェス法はこの唯一の方法ではないといえるのである。

もう一つは、取得と対等合併との経済的実

質が異なるならば、それぞれに適用する方法で会計処理すべきである。つまり、取得については従来のようにパーチェス法で会計処理する。対等合併について、従来はプーリング法であるが、これからはフレッシュ・スタート法の適用がより適切であろう。

いずれにしても、パーチェス法への一本化の問題を解明するには、企業結合取引の経済的実質を再考することが必要である。

### (2) 交換取引という考え方に関する検討

アメリカでは、もともと「合併は現物出資の一形態または資産の購入と考えられ、今日のパーチェス法により処理されていた」<sup>18)</sup>。ところが、1945年頃から、伝統的なパーチェス法と異なるプーリング法が形成されるようになり、企業結合の会計処理についてその基準化が問題となった。AIAは、その会計手続委員会が1950年に公表した会計研究公報（Accounting Research Bulletin: ARB）第40号「企業結合」（以下、ARB 40）において、初めて企業結合会計基準を設定し、プーリング法を正式に承認した。その後、特に1950年代の後半および1960年代のアメリカにおいてプーリング法は広く利用あるいは濫用され、社会問題となるに至った<sup>19)</sup>。

このような現状に鑑みて、WyattはARS5の中でプーリング法否定論を展開した。Wyattの企業結合会計論を基本的に支えているものは交換取引概念である。つまり、企業取引（business transaction）とは独立の当事者間の財産および（または）持分の交換取引（exchange transaction）であり、企業結合も本質的に一種の交換取引だというのである（pp. 69-70）。しかし、すべての企業結合を交換取引と捉えるにもかかわらず、Wyattは

取得企業を識別できない企業結合に公正価値ブーリング法を適用することを提案している(pp. 81-86)。言い換えれば、企業結合取引の経済的実質は同一であるのに、結論として二つの会計方法(パーチェス法と公正価値ブーリング法)を適用することになってしまう。

Wyattと同様の交換取引の考え方は、G 4+1のポジション・ペーパーやIASBのIFRS 3でもパーチェス法の理論的な根拠として用いられている<sup>20)</sup>。つまり、パーチェス法の下での結合取引では、取得企業は現金または他の資産、取得企業が発行する負債証券または株式持分、あるいはそれらを組み合わせた対価と交換に資産や負債を取得すると解される。そのような交換取引は、独立の当事者間で交渉された第三者間取引から生じるものと仮定されているので、交換された価値は等しいことになり、購入対価の総額によって獲得した資産・負債の価値の総額が定まることとなる。取得した資産や負債は、結合前には認識されていなかった資産・負債も含めて認識され、公正価値に基づいて測定される一方、残余価値は購入のれんとして会計処理されることになる。したがって、パーチェス法は、交換取引の一般的な会計処理の原則、すなわち、交換取引において交換された項目の公正価値により会計処理が行われるという一般的な会計処理の原則と整合している<sup>21)</sup>。

しかし、そのような解釈は取得企業の視点に基づくものであるため、パーチェス法は、結合取引の当事企業の一方を存続企業もしくは取得企業として識別することができることを大前提としている。それゆえに、取得企業が識別できない場合にパーチェス法ではなくフレッシュ・スタート法により会計処理すべ

きであるとG 4+1、FASBおよびIASBは同様な結論を下した<sup>22)</sup>。なぜなら、フレッシュ・スタート法では、結合当事企業が取得された企業とみなされ、また新たな企業体が取得企業とみなされ、このような企業結合は新たな企業体と結合当事企業との交換取引と考えられるからである。したがって、企業結合取引の経済的実質は交換取引であるという考え方には、取得企業が識別できる場合にパーチェス法を、取得企業が識別できない場合にフレッシュ・スタート法を導くことができると思われる。そして、なぜ取得企業が識別できる企業結合取引とそうでない取引は異なる会計方法で処理されるべきかについてはさらなる検討が必要である。

(3) 支配の獲得という考え方に関する検討  
G 4+1のポジション・ペーパーによれば、支配が変化したかどうかが、企業結合の様々な会計処理方法に関する理論的根拠が相違する原因となっている(pars. 38-54)。

ブーリング法の下では、企業結合は結合当事企業どうしではなく株主どうしの取引の結果、生じたものとみなされる。したがって、いずれの結合当事企業の資産・負債に対する支配についても変化は生じていないことになる。ブーリング法では、各企業の所有主持分自身が結合したにすぎないと扱われ、すでに認識されている資産・負債に対して新しい測定の基礎が生じることはなく、また資産・負債が追加的に認識されることもない。

対照的に、パーチェス法の下では、結合当事企業間で取引が生じていると考えられている。そのような取引には取得および取得された企業が存在すると考えられている。したがって、取得された企業の資産・負債に対す

る支配は変化するが、取得企業の資産・負債に対する支配は変化しない。その結果、取得された企業より獲得した資産・負債に対しては新しい会計の基礎が生じるが、取得企業の資産・負債に関しては生じない。

パーチェス法と同様にフレッシュ・スタート法の下でも、結合当事企業間で取引が生じていると考えられている。そしてパーチェス法と同様に、その取引には取得企業と取得される企業が存在すると考えられている。ただし、結合当事企業が取得された企業とみなされ、新たに生じた企業が取得企業とみなされる。その結果、結合当事企業のすべての資産・負債に対して新しい会計の基礎が生じる。

FASB および IASB は企業結合において支配の獲得に着目するため、パーチェス法に一本化することとなる。つまり、ほとんどすべての企業結合では、一方の企業すなわち取得企業が、一つまたはそれ以上の企業もしくは事業、すなわち被取得企業に対する支配を獲得する結果となる<sup>29)</sup>。しかし、IASB は、結合前の企業の一方が他の結合前の企業の支配を獲得しない企業結合が発生し得ることおよび取得企業の識別が非常に困難な場合もあることを認識している（IFRS 3, par. BC 39）。FASB も、SFAS 141 号において、支配の獲得および取得企業の識別を重視する一方、取得企業が識別できない場合もあり得ることを認識している。また、FASB は取得企業が識別できない場合にパーチェス法ではなくフレッシュ・スタート法により会計処理すべきであるという考えに理解を示すものの、そのような場合がごく稀であることを理由に、またコストを考慮した上で、フレッシュ・スタート法を放棄したにすぎない（par. B42）。すなわち、すべての企業結合の経済的実質を支配

の獲得と認識する考え方そのものには無理があるように思われる。しかし、支配を獲得しないような企業結合には一体どのような経済的実質が潜んでいるのかは未だにうまく説明できていない。

以上の企業結合の経済的実質についての分析からわかるように、すべての企業結合に対して会計処理方法を一つに収斂しようとしても、支配の獲得に着目すれば、やはり取得と対等合併との経済的実質が異なるという考え方の方が妥当であろう。では、なぜ従来のブーリング法よりフレッシュ・スタート法の方が適切であるかについて明らかにしなければならない。

### 3. 対等合併におけるブーリング法を上回る フレッシュ・スタート法の適切性

#### (1) ブーリング法に対する批判

第一に、恣意性を働かせる誘因の存在。従来の二元的アプローチはパーチェス法とブーリング法の両方を認めていたが、一つの企業結合において、どちらでも任意に選択適用してよいわけではない。二つの会計方法は自由に選択可能な代替的方法ではなく、企業結合取引の実態に応じて使い分けなければならないものであった。しかし、実質的に類似する取引について一つ以上の会計方法を要求することは、とくに二つの方法がまったく異なる結果を生じさせるならば、報告主体にとって望ましい会計結果を達成するために取引を作り変える動機を創出する<sup>30)</sup>。

パーチェス法では、取得原価が取得された企業の純資産の公正価値を上回る場合、のれんを計上することになる。従来の会計基準に従えば、のれんの償却により、将来期間では会計利益は大きく減少する。これに対して、

プーリング法ではのれんの計上が行われないため、利益に対する償却費の影響を回避することができる。また、減価償却等についても企業結合前の低い帳簿価額に基づいて処理することができる。プーリング法は、企業結合後長期にわたり取得企業の費用負担を軽減し、報告利益を押し上げることになる<sup>25)</sup>。例えば、Ayers et al. (2000) は、1992年～97年に行われたプーリング法の適用事例 269 件のデータを用いて、プーリング法の代わりにパーティクルス法を用いれば、結合後の企業の財務諸表において低い収益性比率（例えば、株主資本利益率）を報告することになると指摘している<sup>26)</sup>。したがって、経営者はのれんが生じる企業結合ではプーリング法に対する選好が強くなると考えられる。

第二に、理論根拠の欠如。プーリング法の基礎となるのは企業結合が結合当事企業間ではなく株主間取引によって生ずるという考え方がある。この考え方には G 4+1 のポジション・ペーパーにおいてプーリング法の理論根拠の一つとして示されている。この考え方によれば、プーリング法の下で、結合当事企業は、結合取引に直接参加しているとは見られていない。所有主が株主持分を交換する取引に互いに参加していると見るのである (par. 45)。よって、企業結合が企業間取引としての企業買収（あるいは取得企業による被取得企業持分の買収）にあたればパーティクルス法を、また株主間取引である持分の結合にあたればプーリング法を、それぞれ適用するのである。

しかし、交渉の過程においては結合当事企業自身が深く関与しているため、企業結合は結合当事企業を直接の当事者とするものである。ゆえに、この考え方を否定される (par. 169)。SFAS 141 も IFRS 3 も、企業結合が企

業間取引によって始まり、企業間取引の結果として行われるものであることに着目し、企業結合を実行するために必要な交渉を行うのは企業であって所有者ではないことを理由に、この主張を退けている<sup>27)</sup>。

プーリング法の理論根拠のもう一つは、持分の継続である。プーリング法の使用は、持分証券が主要な対価の支払手段であるような企業結合に限定されている。そのような取引においては、所有者の持分は完全または実質的に継続しており、新たな持分は投資されず、また新たな資産は生み出されず、結合後の所有者持分は結合前の所有者持分割合と比例してあり、かつ取引の意図が継続して一体となった経営上の戦略を有することから、プーリング法が適切であると主張される<sup>28)</sup>。

この主張に対する反論としては、まず結合当事企業の資産と負債をどのように認識するかを、支払われる対価の性質によって決定すべきではないという点が指摘できる。

次に、確かに株式交換による企業結合では所有主持分は継続することとなるが、所有主持分の同一性が維持されるわけではない。なぜなら、結合後に株主が有することになるリスクと収益性は、その株主が結合前に有していたリスク、収益性と同一ではないからである。すなわち、持分は企業結合の結果として変質しているのである。したがって、結合の後では株主は異なるリスクと収益性に直面する可能性があるし、結合後の企業自体も結合前の企業とは異なるリスクと収益性に直面している可能性がある<sup>29)</sup>。

第三に、情報の有用性の低下。IASB のフレームワークは、財務諸表の目的は広範な利用者が経済的意図決定を行うにあたり、企業の財政状態、経営成績および財政状態の変動

に関する有用な情報を提供することにあるとしている<sup>30)</sup>。結合前企業の所有者は、企業結合の結果として、結合前企業の純資産に対する残存持分を保有している。持分プーリング法の適用によって提供される情報はこのような残存持分を反映できず、したがって目的適合性に欠ける。すべての結合企業の資産と負債が、結合日現在の公正価値ではなく、結合前の帳簿価額で認識されるので、結合後企業の財務諸表の利用者は、企業結合の結果として結合企業から生じると期待される将来キャッシュ・フローの性質、時期および範囲を合理的に評価できない<sup>31)</sup>。

IASBのフレームワークは、財務諸表の目的のもう一つは受託した資源に対する経営者の説明責任を表すことだとしている<sup>32)</sup>。プーリング法では企業結合で交換された価値が無視されるために、プーリング法の適用によって提供された情報では、経営者が行った投資およびその後の成果に対する説明責任を保つことができない<sup>33)</sup>。

IASBは、プーリング法はどのような状況においてもパーチェス法より優れた情報を提供しないことを理由に、たとえ対等合併が存在するとしても、持分プーリング法は適切な会計処理方法にはならないと結論づけた<sup>34)</sup>。つまり、対等合併をパーチェス法以外の方法を用いて会計処理すべきであるとするならば、フレッシュ・スタート法の方が持分プーリング法よりも適切である可能性が高い。

## (2) フレッシュ・スタート法の理論根拠の妥当性

フレッシュ・スタート法では、結合前の企業のいずれも存続することなく、むしろそのような結合から新たな企業体が生じること

が仮定されている。対等合併の場合、新たな企業体は結合前の企業の一方または複数の社名を引き継ぐ可能性はあるが、そのような新たな企業体は、地理的な活動範囲、規模および事業範囲等の点で、結合前の企業のいずれとも相違しているので、新たな企業体を結合前の企業のいずれかであると認識することはできない。そのような結合では、結合当事企業が取得された企業とみなされ、また新たな企業体が取得企業とみなされ、したがって新しい会計ペイシスを要求することが適切である<sup>35)</sup>。

## (3) フレッシュ・スタート法から得られる情報の有用性

フレッシュ・スタート法から得られる情報の意思決定有用性を評価するにあたり、G4+1のポジション・ペーパーでは以下の側面から分析した<sup>36)</sup>。

まず、フレッシュ・スタート法から得られる情報の目的適合性について、結合当事企業が結合前に認識していた資産・負債だけではなく、すべての資産・負債が認識されることから、情報はより完全なものとなる。さらに、資産・負債の測定が結合日時点の公正価値に基づいて行われることから、情報の予測価値やフィードバック価値が高まる。次に、信頼性について、すべての資産・負債が認識され公正価値に基づいて測定されることから、フレッシュ・スタート法によって得られる情報は表現の忠実性を有し、情報間の整合性も保たれている。資産・負債のすべてを認識するにあたって生じうる困難や、それらの公正価値での測定に伴う困難はパーチェス法に関連する困難と何ら変わらない。さらに、フレッシュ・スタート法によって得られる情報の比

較可能性が将来期間については高められるが、過去の期間については高められない。ただし、新たな企業体は定義により比較の対象とすべき過去を有していない。最後に、フレッシュ・スタート法を適用するための費用がブーリング法やパークエス法を適用するための費用よりも大きいと考えられる<sup>37)</sup>。

#### 4. フレッシュ・スタート法の適用上の問題

##### (1) 境界線の問題

ブーリング法と同じように、対等合併にフレッシュ・スタート法を適用すべきであるとしたら、最大の難題は実行可能な境界線を引くことができるか否かということである。ただし、フレッシュ・スタート法は実質的にはパークエス法の拡張であるため、恣意性を働かせる誘因はブーリング法と比べてより少ないであろう。具体的にいえば、経営者は財務諸表の利用者に業績を高く報告する動機があり、資産（のれんを含む）の償却費用を抑えるため、ブーリング法を選好するのである。それに対して、フレッシュ・スタート法ではすべての結合当事企業の資産・負債（のれんを含む）を公正価値で評価するため、パークエス法と比べて企業がより高いコストをかけてもより低い業績しか得ないので、経営者が積極的にフレッシュ・スタート法を選択することは考えにくい。したがって、経営者が自らパークエス法を適用できるように結合取引を操作することは予想できるが、それはパークエス法へ一本化した場合と状況が同じになるだけである。それに対して、フレッシュ・スタート法を選好する企業はあるか。それはおそらく企業がより高い資産総額を報告したい場合にのみ生じるかもしれない。つまり、企業がより高いコストをかけて、目的適合性、

信頼性および比較可能性のある情報を提供するのは財務諸表の利用者にとっては有利であろう。したがって、従来のブーリング法の適用基準を境界線として利用する場合も、ブーリング法のように濫用という問題を引き起こしにくいと思われる。

##### (2) のれんの資産計上の問題

パークエス法では買入のれんしか資産計上しないが、フレッシュ・スタート法を適用するとすべての結合当事企業ののれんが資産計上されることになり、これまで自己創設のれんとみなされてきたのれんが資産計上されることになり得る。

FASB ののれんの構成要素分析によれば、「コアのれん」はゴーイング・コンサーンのれんとシナジーのれんとを含める。ゴーイング・コンサーンのれんは被取得企業と関連して、被取得企業の正味資産の超過価値を示す。それは被取得企業によって内部で創設されたまたは過去の企業結合により取得され、以前に存在していたのれんである。シナジーのれんは被取得企業と取得企業とともに関連して、結合によるシナジー効果を示す超過価値である (SFAS 141, pars. B102-B106)。ただし、今日の多くの買収においては、のれんのために支払われる多額の対価はゴーイング・コンサーンのれんではなく、シナジーのれんにかかるものである (Johnson and Petrone, 2000)<sup>38)</sup>。とすれば、シナジーがのれんの主たる源泉であるような企業結合では、結合対価は被取得企業だけに対する対価というよりは、シナジー効果に寄与するすべての結合当事企業に対する対価と解釈するのが実態と整合し、かつ公正であると考えられる。そうなると、これまで取得企業とみなされてき

た結合当事企業も被取得企業に転換することになり、これまで自己創設のれんとみなされてきたのれんは買入のれんに転換することになる。その結果、自己創設のれんを認識するかどうかといった問題も氷解することになる<sup>39)</sup>。

#### IV. むすびにかえて

企業結合の会計処理方法として、ブーリング法の廃止、およびパーチェス法への一本化は世界的な動向となっている。しかし、取得企業が識別できない場合にパーチェス法を適用することには明らかに問題がある。この問題を解明するために、企業結合取引の経済実質を再考すれば、すべての企業結合は交換取引と考えられるが、支配の獲得に着目すれば、やはり取得と対等合併との経済的実質が異なるという考え方より妥当であろう。取得にはパーチェス法を適用すべきであるが、対等合併には、従来のブーリング法でなく、フレッシュ・スタート法がより適切であると思われる。

今日、日本においては、商法が導入した株式交換・株式移転制度を活用して合併代替型の共同持株会社設立の動きが広がっていること、今後一層の規制緩和による業種の垣根を超えた競争がグローバルな規模で激化するのに伴って、企業グループの枠を超えた合併連衡が広がることも予想される。そうした時代の趨勢を予見するなら、フレッシュ・スタート法を理論的次元で承認するにとどまらず、会計基準に取り入れるための実践的検討に着手する意義は大きいと考えられる<sup>40)</sup>。さらに、フレッシュ・スタート法では、取得企業を識別する必要がなく、結合当事企業が平等

に取り扱われるため、対等合併の理念に根差す日本の企业文化を尊重する意味で有用と考えられる。

#### 注

- 1) G 4+1は、米・英・カナダ・オーストラリア・ニュージーランドの会計基準設定機関に国際会計基準委員会(IASC)のスタッフを加えた会計基準の設定に関する検討作業グループである。
- 2) 「真の合併」とは、結合前企業の一方が他の結合前企業（または複数の企業）の支配を獲得しない企業結合であり、「対等合併」といわれることもある。IFRS 3, par. 39.
- 3) www.fasb.org を参照。
- 4) 企業会計基準委員会委員長斎藤静樹「企業結合に関する日本の意見」(平成13年11月2日)。この文書は、2001年9月のIASBリエゾン国会議で討議された企業結合に関する会計処理に関して、ASBJの主張を確認することを目的とする。
- 5) ニューベイシス法という名称は、1998年10月30日に公表されたG 4+1のポジション・ペーパーの公開草案の中で用いられている用語法であるが、同年12月15日に公表された当該ポジション・ペーパーの確定版では、フレッシュ・スタート法という名称が用いられている。企業結合会計研究委員会(1999), 304頁。
- 6) IFRS 3, par. BC 42.
- 7) G 4+1 (1998), par. 21.
- 8) 武田(1982), 74-75頁。
- 9) 連邦電力委員会は、州際取引において送電または配電設備を有する会社、および天然ガスを輸送または販売する会社を管轄するため、1935年に設立された。
- 10) Wyatt (1963), p. 22.
- 11) "Official Decisions and Releases", *Journal of Accountancy*, May 1946, p. 440.
- 12) "Official Decisions and Releases", *Journal of Accountancy*, May 1946, pp. 441-442.
- 13) Wyatt (1963), p. 24. また、武田(1982), 77頁。
- 14) Wyatt (1963), pp. 81-84.

- 15) Langer (1978), p. 140.
- 16) 企業結合会計研究委員会 (1999), 18 頁。また、黒川 (1999), 165 頁。
- 17) フレッシュ・スタート法を企業結合プロジェクトの第 2 フェーズに先送りして将来検討するではなく、IFRS 3 で提案すべきであるという少数意見 (Dissenting opinions) もあった (IFRS 3, pars. D04-6)。
- 18) 武田 (1982), 65 頁。
- 19) 武田 (1982), 137 頁。
- 20) G 4+1 (1998), pars. 48-50; IFRS 3, par. BC 44.
- 21) G 4+1 (1998), par. 50.
- 22) G 4+1 (1998), par. 191; SFAS 141, pars. B42 and B81; IFRS 3, pars. BC 42 and BC 48.
- 23) SFAS 141, par. B30; IFRS 3, par. BC 39.
- 24) IFRS 3, pars. BC 38 and BC 48.
- 25) 岡部 (2001), 89 頁。
- 26) ただし、収益性比率に対する影響は償却の期間および業種によって異なる (Ayers et al., 2000)。
- 27) SFAS 141, par. B39; IFRS 3, par. BC 52.
- 28) IFRS 3, par. BC 51.
- 29) G 4+1 (1998), par. 170.
- 30) IASC (1989), par. 12.
- 31) IFRS 3, par. BC 51.
- 32) IASC (1989), par. 14.
- 33) IFRS 3, par. BC 53.
- 34) IFRS 3, pars. BC 50.
- 35) G 4+1 (1998), par. 180.
- 36) 制度上、フレッシュ・スタート法を採用している国はないため、情報の有用性に関する実証研究は不可能であろうと思われる。
- 37) G 4+1 (1998), pars. 181-184.
- 38) Henning et al. (2000) は取得原価と被取得企業の正味資産との差額を正味資産の公正価値への増加分、ゴーイング・コンサーンのれん、シナジーのれんおよび対価の過大評価または過大支払という四つの部分に分解し、ゴーイング・コンサーンのれんよりシナジーのれんが投資者によって重要視されることを指摘した。
- 39) 成道 (2001), 22-23 頁。
- 40) 醍醐 (2002), 13 頁。

## 参考文献

- 岡部孝好 (2001) 「利益数値制御行動としての持分ブーリング法の適用」『會計』第 159 卷第 3 号, 86-102 頁。
- 企業結合会計研究委員会 (1999) 『企業結合会計をめぐる論点：企業結合会計研究委員会報告』企業財務制度研究会。
- 黒川行治 (1999) 『合併会計選択論』中央経済社。
- 斎藤静樹 (2001) 「企業結合会計の論点」『企業会計』Vol. 53, No. 1, 18-23 頁。
- 醍醐 聰 (2002) 「企業結合会計における評価の連続と不連続」『會計』Vol. 161, No. 6, 1-15 頁。
- 武田安弘 (1982) 『企業結合会計の研究』白桃書房。
- 成道秀雄 (編) (2001) 『21 世紀 M & A III : M & A の会計・税務・法務』中央経済社, 1-24 頁。
- Aboody, D., R. Kasznik, and M. Williams (2000). "Purchase versus pooling in stock-for-stock acquisitions: Why do firms care?" *Journal of Accounting and Economics*, 29, pp. 261-286.
- American Institute of Accountants (AIA) (1950), Committee on Accounting Procedure (CAP), Accounting Research Bulletins (ARB) No. 40, *Business Combinations*.
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) (1970a), Accounting Principle Board (APB), Proposed APB Opinion : *Business Combinations and Intangible Assets*.
- AICPA (1970b), APB, Opinion No. 16 : *Business Combinations*.
- Ayers, B. C., C. E. Lefanowicz, and J. R. Robinson (2000), "The Financial Statement Effect of Eliminating the Pooling-of-Interests Method of Acquisition Accounting," *Accounting Horizons*, Vol. 14 No. 1, pp. 1-19.
- Financial Accounting Standards Board (2001), Statement of Financial Accounting Standards No. 141 : *Business Combinations*.
- G 4+1 (1998), Position Paper: *Recommendations for Achieving Convergence on the Methods of*

- Accounting for Business Combinations.*
- Henning, S. L., B. L. Lewis, and W. H. Shaw (2000), "Valuation of the Components of Purchased Goodwill," *Journal of Accounting Research*, Vol. 38, No. 2, pp. 375-386.
- International Accounting Standards Board (2004), International Financial Reporting Standard 3: *Business Combinations*.
- International Accounting Standards Committee (1989), *Framework for the Preparation and Presentation of Financial statements*.
- Johnson, L. T., and K. R. Petrone (2000), FASB Viewpoints: "Why did the Board change its mind on goodwill amortization ?"
- Langer, Russell D. (1978), *Accounting as a Variable in Mergers*, Ph. D. dissertation, University of California, Berkeley, Arno Press.
- Wyatt, Arthur R. (1963), Accounting Research Study No. 5: *A Critical Study of Accounting for Business Combinations*, American Institute of Certified Public Accountants.

(四川大学工商管理学院)